

# 奈良市公報

第89号

令和5年2月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 4	1	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 5	2	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
1 10	3	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 10	4	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
1 11	5	奈良市公報号外第12号に掲載	保健予防課
1 12	6	住居番号の設定	市民課
1 12	7	徴収事務の委託	医療政策課
1 12	8	徴収事務の委託	医療政策課
1 12	9	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
1 12	10	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
1 13	11	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 13	12	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
1 13	13	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
1 4	1	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
1 10	2	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
1 13	3	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

### 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
1 11	1	定例教育委員会の開催	教育政策課

### 農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
1 6	1	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年1月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月30日 奈良市指令整開 第22A-3号

令和4年12月23日 奈良市指令整開 第22A-3-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年1月4日 第1833号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条町286番1及び286番7

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市下三橋町508番地8 布谷 拓也

大和郡山市筒井町639番地6 関本 とみ子

(令和5年1月4日揭示済)

奈良市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和5年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190274	訪問介護	株式会社フルライフケア	大阪府大阪市中央区南本町一丁目2番6号	訪問介護事業所フルライフケア奈良	奈良県奈良市東九条町657-1
2970190290	(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5-36	株式会社フロンティア 奈良営業所	奈良県奈良市大宮町四丁目237-10 M'sビル

(令和5年1月5日揭示済)

奈良市告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月9日 奈良市指令整開 第21A-33号

令和4年8月5日 奈良市指令整開 第21A-33-1号

令和4年12月23日 奈良市指令整開 第21A-33-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年1月10日 第1834号

公共施設 令和5年1月10日 第916号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町655番2、656番1及び657番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区帝塚山東4-6-8

株式会社クリエイト 代表取締役 足立 暁彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市東九条町655番2の一部

(令和5年1月10日揭示済)

**奈良市告示第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 名称

横田町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的としている。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (3) 地域の防火、防災、防犯に関する事。
- (4) 道路等の補修、清掃等の区域内の環境整備に関する事。
- (5) 集会施設等の維持管理に関する事。
- (6) その他目的を達成するために必要な事。

3 区域

本会の区域は、奈良市横田町と茗荷町1396番地と茗荷町1432番地の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市横田町117番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 巽 喜光

奈良市横田町408番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は、法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得て本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

9 認可年月日

令和5年1月10日

(令和5年1月10日揭示済)

**奈良市告示第6号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月12日

奈良市長 仲川 元庸

三条大路一丁目6番7号	四条大路一丁目18番8号
三条大路一丁目6番6号	西大寺竜王町一丁目5番1号
西登美ヶ丘三丁目18番16号	西大寺竜王町一丁目5番4号
登美ヶ丘一丁目3番4号	西大寺南町12番4号
百楽園一丁目9番3号	登美ヶ丘五丁目5番21-室番号
東登美ヶ丘二丁目10番11号	西登美ヶ丘五丁目10番3号
七条一丁目19番10-2-室番号	西大寺芝町二丁目9番29号
西大寺本町1番28号	北登美ヶ丘一丁目3番21号
大森西町25番6号	菅原東一丁目13番8号
宝来四丁目4番3号	西大寺赤田町一丁目4番18号
宝来四丁目4番1号	西大寺高塚町2番34号
尼辻西町7番11号	西大寺高塚町2番36号
七条一丁目34番1号	法蓮佐保山四丁目8番10号
あやめ池南二丁目1番41-2-室番号	学園南三丁目15番32-7-室番号
三碓七丁目1番14号	北登美ヶ丘五丁目7番12号
芝辻町三丁目6番29-4号	
学園南三丁目4番9-2号	
西登美ヶ丘三丁目4番10号	
帝塚山中町10番2号	

(令和5年1月12日揭示済)

**奈良市告示第7号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年1月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-2200号 株式会社 エヌジェーシー大阪支社 常務取締役 古賀 茂	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

(令和5年1月12日揭示済)

**奈良市告示第8号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年1月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-2200号 株式会社 エヌジェーシー大阪支社 常務取締役 古賀 茂	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

(令和5年1月12日掲示済)

**奈良市告示第9号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年1月12日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和4年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101951	特定非営利活動法人奈良県社会就労事業振興センター	630-8114	奈良市芝辻町二丁目11-16 圭真ビル 102・103号	office K	630-8114	奈良市芝辻町二丁目11-16 圭真ビル 102・103号	生活介護

(令和5年1月12日掲示済)

**奈良市告示第10号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年1月12日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和5年1月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103916	株式会社 エフリング	003-0026	北海道札幌市白石区本通六丁目1番8号	ジョブタス奈良三条通り事業所	630-8244	奈良県奈良市三条町472番地木のうたビル1階	就労継続支援B型	令和10年12月31日
2910103924	株式会社 フルライフケア	541-0054	大阪府大阪市中央区南本町一丁目2番6号	訪問介護事業所フルライフケア 奈良	630-8144	奈良県奈良市東九条町657番地1号	居宅介護 重度訪問介護	令和10年12月31日
2910103932	株式会社 しあわせ家	630-8014	奈良県奈良市恋の窪二丁目197番地の3	しあわせの里	630-8113	奈良県奈良市法蓮町40番地の7	短期入所	令和10年12月31日
2920100647	株式会社 ケアライ	632-0044	奈良県天理市兵庫町438	グループホームスイレ	630-8114	奈良県奈良市芝辻町	共同生活 援助	令和10年12月31日

	ン			ン		31-1 奈良パークヒルズ		
--	---	--	--	---	--	---------------	--	--

(令和 5 年 1 月 12 日 掲示済)

**奈良市告示第 11 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 1 月 13 日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和 2 年 12 月 8 日 奈良市指令整開 第 20A-23 号

令和 4 年 12 月 12 日 奈良市指令整開 第 20A-23-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 1 月 13 日 第 1835 号

公共施設 令和 5 年 1 月 13 日 第 917 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町二丁目 280 番 1、280 番 8、282 番 5、280 番 6 の一部、282 番 6 の一部、292 番 2 の一部及び三碓一丁目 293 番 8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝二丁目 31 番 19 号

総合地所株式会社 代表取締役 関岡 桂二郎

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市富雄元町二丁目 280 番 8

公 園：奈良市富雄元町二丁目 280 番 1 の一部

防 火 水 槽：奈良市富雄元町二丁目 280 番 1 の一部

雨水貯留槽：奈良市富雄元町二丁目 280 番 1 の一部

水 路：奈良市富雄元町二丁目 280 番 6 の一部、282 番 6 の一部及び 292 番 2 の一部

(令和 5 年 1 月 13 日 掲示済)

**奈良市告示第 12 号**

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 13 日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市南登美ヶ丘 3330 番 21

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川 元庸

5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第 30 条第 4

項の規定に基づき調査を行う。

(令和5年1月13日揭示済)

**奈良市告示第13号**

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年1月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和4年度国民健康保険料督促状	6月期	令和4年7月20日	令和4年8月3日
令和4年度国民健康保険料督促状	7月期	令和4年8月18日	令和4年9月1日
令和4年度国民健康保険料督促状	8月期	令和4年9月20日	令和4年10月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年10月20日	令和4年11月4日
令和4(3)年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年10月20日	令和4年11月4日
令和4年度国民健康保険料督促状	10月期	令和4年11月17日	令和4年12月1日
令和4年度国民健康保険料督促状	11月期	令和4年12月20日	令和5年1月4日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和5年1月31日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年1月13日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第1号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年1月4日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年1月18日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大安寺六丁目 771-4 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
肘塚町 17-1 他	②	分流	
学園緑ヶ丘二丁目 2838-1	③	分流	
出屋敷町 147-1	④	分流	
敷島町二丁目	⑤	分流	
敷島町一丁目 566-111	⑥	分流	
百楽園一丁目 2914-35	⑦	分流	

西大寺宝ヶ丘 803-5 他	⑧	分流
今市町 543-1	⑨	分流
古市町 321-1 の一部	⑩	分流

位置図省略

(令和5年1月4日揭示済)

**奈良市企業局告示第2号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月10日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
近畿セキスイハイム施工株式会社	代表取締役 木元 君之	奈良市西九条町四丁目3番1号	令和4年12月19日

(令和5年1月10日揭示済)

**奈良市企業局告示第3号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年1月13日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 岡設備	代表取締役 岡 史郎	大阪府大阪市西淀川区姫島六丁目2番7号	令和4年12月19日

(令和5年1月13日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第1号**

令和5年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年1月11日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年1月17日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 市長専決処分報告について

議事

議案第34号 奈良市生涯学習センターの建物一部の用途廃止について

議案第35号 奈良市指定文化財の指定について

議案第36号 奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年1月11日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会令和5年1月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年1月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和5年1月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (5) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (7) 知事許可について

(令和5年1月6日揭示済)